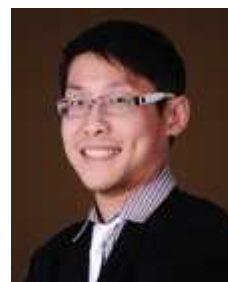


インドネシアにおける商標の使用

Tilleke & Gibbins International Ltd.
(Indonesia)

Somboon Earterasarun



Tilleke & Gibbins 事務所は1890年にタイで設立。業務展開・拡張を経て、現在ではタイ、インドネシア、ベトナム、ラオス、ミャンマーにオフィスを開設し、約120名の弁護士と約250名のスタッフが在籍する総合法律事務所である。Earterasarun氏はインドネシア・オフィスの代表である。

インドネシアでは、登録商標が登録後3年間継続して使用されなかった場合、かかる商標は不使用による取消処分を受ける恐れがある。商標権者はこのような不使用取消のリスクを回避するため、「商標の使用」の定義を十分に理解し、自らの登録商標の使用を裏付ける有効な証拠を収集し、提出できるようにしなければならない。インドネシアにおける商標の使用について、以下に解説する。

■ 法的根拠および定義

現行のインドネシア商標法では、インドネシア知的財産権総局（Directorate General of Intellectual Property Right : DGIPR）が、その職権により、または商標権者の請求（取消訴訟を回避するため等）に従って、または第三者が商務裁判所に提訴し、第三者による主張が認められた結果として、商標登録を抹消するまたは取り消す権限を有している。

登録商標が、登録日もしくはその商標が最後に使用された日から継続して3年以上にわたり、商品もしくはサービスに使用されていなかった場合や、登録商標が指定商品もしくはサービス（役務）とは異なる商品またはサービスに使用されていた場合、商標登録が抹消されるまたは取消される恐れがある。さらに、使用される商標の態様が登録商標と一致していない場合も同様である。

上述の「一致」とは、商品上の商標が登録証上の商標と文言、文字および色彩の表現について同一でなければならないということである。したがって、飾りのないブロック体にて登録された商標が、実際の商品には様式化された態様（例えば、筆

記体や斜体) 表現されていた場合、その登録商標は「使用された」とは見なされない。同様に、登録証には白黒で表示されている商標が商品には赤字で表示されている場合、「使用」とは見なされない。

「一致」という要件はさらに、商標の使用が登録証に記載された指定商品もしくは指定役務に対するものでなければならないということの意味する。もし、異なる商品もしくはサービスについて商標が使用された場合、指定商品もしくは指定役務の全部ないし一部について当該商標の登録が取り消されることがある。

登録商標が使用されていない状況またはその使用が登録商標と一致していない状況においても、商標権者に不使用もしくは不一致に関する正当な理由がある場合には、登録商標の取消を免れる可能性がある。そのような理由としては、輸入禁止措置、商品販売許可に関わる禁止措置、一時的な当局の規制、その他政府規則によって定められた同様の禁制等が挙げられる。

■ 使用の証拠

インドネシアにおいては、商標の出願もしくは登録の時点で使用の証明が要求されることはない。だが、登録更新時には、登録商標が真正に使用されたことを確認するため、「使用宣誓書」(Declaration of Use) を提出しなければならない。とはいえ、「使用宣誓書」の提出は商標更新の形式的要件に過ぎず、商標審査官は「使用宣誓書」への署名を求めるだけで、実際の使用を示す証拠を要求することはない。

それゆえ、商標の使用証明を提出する必要があるのは、当該登録商標に対して不使用を理由とする取消請求がなされた場合だけである。この場合、不使用の立証責任は原告に課されるが、商標権者は、不使用の主張に対して、当該商標の使用を示す証拠を提出することによって自ら抗弁する必要がある。また、異議申立や反対陳述書が提出された場合や、商標の抵触問題が生じた場合にも、使用証拠の提出が有効である。

インドネシアの一部地域のみでの商標の使用を示す証拠を提出するだけで十分である。かかる証拠としては、商標が表示された広報資料、広告、売上請求書、パンフレット、商品やサービスのパッケージング等が挙げられる。インドネシアの消費者がアクセス可能なインターネット上での使用も有効である。

さらに、DGIPR に個々のライセンス契約が適正に登録されていれば、ライセンサー（実施権者）による登録商標の使用はライセンサー（実施許諾者）による当該商標の適正な使用と見なされる。

■今後の法改正など

インドネシアでは現行の商標法および同法施行規則の改正を準備している。商標法における改正点として考えられるものの一つは、知的財産権総局長が職権により商標登録の取消を行うことを認めている現行規定の撤廃である。これが実現すれば、不使用に基づく取消請求は、第三者が商務裁判所に提訴するケースのみとなる。ただ、実際には、知的財産権総局長が職権で商標登録を取り消した事例は殆どない。

■まとめ

インドネシアの商標法では、「商標の使用」の定義は狭義に解釈される。商標の「使用」は、当該商標の商標登録証に示された商標と同一のフォーマット、色、フォント、意匠ならびに商品やサービスに厳格に対応していなければならない。そうでない場合は「不使用」と見なされ、結果的に不使用を理由とした商標登録の取消を招く可能性がある。商標権者に不使用に対抗する正当な理由があるとしても、商標が取消の危険にさらされている場合には、使用証拠を確保することが望ましい。

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)